

課税権に関する課題について

住所地以外の地方団体から課税できることとした場合、対象となる個人に対し、複数の課税権が存在することとなるため、課税に当たって様々な調整・整理が必要

論点1 納付先(住所地以外)の地方団体の課税権が成り立つ根拠

→ 資料2 受益と負担の関係について の中で検討

論点2 「住所地の地方団体の課税権」と「納付先の地方団体の課税権」との関係

論点3 住所地以外の地方団体の課税分に関し、滞納が生じた場合の徴収の責任の所在

(1)それぞれ、別の課税根拠を有し、並存していると考えた場合のイメージ

※納付先の課税根拠が成り立つ(論点1を参照)ことが前提。

個人住民税では、均等割について住所地以外に家屋敷所在の地方団体に納める場合などの例あり。

①それぞれの地方団体が、対象となる個人に対し賦課徴収

※超過課税の可否等

※実際の徴収は、納税者の便宜等を考慮し、一括徴収とし、後に団体間で配分、などもあり得るか。

②滞納が生じた場合は、それぞれの租税債権を有する地方団体の責任

※現実の事務処理としては、住所地以外の地方団体の滞納処分等の実施には困難が伴うため、住所地の地方団体に委託するような構成も考えられるか。

(2) 課税根拠は住所地の地方団体が有し、税金の一部を住所地以外の地方団体に移転すると考えた場合のイメージ

① 住所地の地方団体が、対象となる個人に対し賦課徴収

※ 住所地の地方団体の課税根拠が成り立つことが前提

② 住所地の地方団体は、税金の一部を住所地以外の地方団体に移転

※ 移転する税金の割合の定め方(納税者の意思、法令、条例など)

※ 予算との関係(住所地の地方団体の歳出、住所地以外の地方団体の歳入)

③ 賦課徴収の効果は、税収入の帰属する比率に応じ、双方の地方団体に生じる。

※ (1)(2)いずれの場合も、住所地以外の地方団体に対する個人の税の納付が任意のものとするれば、仮に納付しない場合には、住所地の地方団体に課税権の一部があらためて発生すると考えるのか。その場合、「滞納」は生じ得ないと観念するのか。

□ 課税技術上の可能性、仕組みの複雑性

論点4 地方団体の条例の効力が及ぶ範囲との関係

地方団体の管轄の範囲内に入るものでなければ、条例で規制できない。

(ただし、管轄は場所的な観念にとどまるものではなく、地方団体の事務・利益に関わるという程度の意味)

※ 強制的な税負担と自治立法権としての条例の制定との関係

※ 任意の負担と条例との関係

※ 過去の行政サービスによる受益と遡及課税との関係

□ 課税根拠の説得性

□ 当該地方団体の区域外に居住する者に対する条例による課税の可能性

論点5 選挙権を有しない地方団体からの課税及び納税について

①選挙権の有無と課税の関係

※住所地以外の市町村における固定資産税、住所地以外の地方団体に家屋敷を有する場合の均等割など

※納税額と制限選挙

※日本国籍と選挙権

②選挙権の行使を通じたチェック機能の視点

※強制的な税負担と選挙を通じたチェック機能の要請

※任意の負担と選挙を通じたチェック機能の必要性

※任意の負担と「税による投票」

□ 選挙権を有しない地方団体からの課税、選挙権を有しない地方団体への納税の意味